

令和 6 年度 香港向け外国人観光客認知度向上事業委託業務  
公募型プロポーザル審査要領

令和 6 年度 香港向け外国人観光客認知度向上事業委託業務 公募型プロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

1 審査の対象となる事業者

企画提案書及びプレゼンテーションによる審査は、次の項目をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「令和 6 年度 香港向け外国人観光客認知度向上事業委託業務 公募型プロポーザル募集要領」に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

総合点数は 200 点満点とし、審査項目及び各項目の配点は次のとおりです。

|                |         |
|----------------|---------|
| (1) 企画コンセプト    | (30 点)  |
| (2) 全体統括の内容    | (30 点)  |
| (3) プロモーションの内容 | (100 点) |
| (4) 業務遂行能力     | (30 点)  |
| (5) 見積経費       | (10 点)  |

3 審査委員会

参加者から提出された書類等に基づき、審査委員会を開催します。

- (1) 日時 令和 6 年 8 月 22 日 (木) (予定)
- (2) 場所 オンラインによる実施を予定

※詳細な日時やプレゼンテーションの順番は、参加資格要件の確認結果に基づき、該当者に別途お知らせします。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、別紙審査基準に基づき、提出された書類に対する審査と併せて企画提案書をもとに、プレゼンテーションを実施いただきます。
- (2) プレゼンテーションの時間は 1 事業者当たり 20 分 (予定) とし、資料等の追加は認めません。また、プレゼンテーションは WEB 会議ツール Zoom を用いる予定ですが、画面共有機能の使用は認めませんので、ご留意ください。
- (3) 各社のプレゼンテーション終了後、審査委員等からの質疑の時間 (20～30 分を予定) を設けます。
- (4) 審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、候補者と次点者を決定します。
- (5) 審査結果が拮抗した場合は、各審査委員で再度審査し候補者と次点者を選定します。
- (6) 審査委員から申し出のあった場合には、候補者なしとする場合があります。

## 審査基準

| 審査の項目                       | 審査の視点                                                                                                                                                                                                                                                | 配点  |
|-----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| (1) 企画コンセプト                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提案書の企画コンセプトは、明確かつ本事業の目的と合致しているか。</li> <li>・ 国際観光分野での高知県の現状が把握できているか。</li> <li>・ 香港市場の特徴を把握し、ポイントを押さえた提案内容となっているか。</li> </ul>                                                                                | 30  |
| (2) 全体統括の内容                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 統括責任者は、インバウンド誘客における十分な実績や香港市場における繋がりを有しているか。</li> <li>・ 統括責任者として、各業務における役割が十分に果たせるか。</li> </ul>                                                                                                             | 30  |
| (3) プロモーションの内容              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仕様書に記載の業務内容を十分理解し、本県への誘客と認知度向上を実現するために市場の特性を踏まえた上での効果的な内容となっているか。</li> <li>・ 事業効果を測定するための最適な目標値が設定され、またそれを達成するための効果的な手法が提案されているか。</li> <li>・ 市場における情報収集等を踏まえ、報告書において本県のプロモーションに対する効果的な助言が期待できるか。</li> </ul> | 100 |
| (4) 業務遂行能力<br>(実施体制・スケジュール) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業全体を把握し、高知県や関係者とのやりとりが円滑にできるような人員配置がなされているか。</li> <li>・ 業務の遂行に無理のないスケジュールであり、進捗管理が十分に行える体制となっているか。</li> <li>・ ネイティブチェック体制は適切か。</li> </ul>                                                                  | 30  |
| (5) 見積経費                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業執行が可能な金額であるか。</li> <li>・ 効果的な事業執行が見込まれる経費配分であるか。</li> </ul>                                                                                                                                               | 10  |
|                             | 合計                                                                                                                                                                                                                                                   | 200 |